

判決年月日	平成 2 4 年 7 月 1 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10436号		
○ 本件商標「クールボス」を指定商品「通気機能を備えた作業服，洋服，コート」に使用しても，これに接する取引者，需要者が引用商標「BOSS／HUGO BOSS」を連想又は想起するものとは考え難く，さらに，その商品が原告あるいは原告と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように，当該商品の出所について混同を生じさせるおそれはないので，本件商標は，1 5 号に違反して登録されたものではないとの審決の判断は誤りである。			

（関連条文）商標法4条1項15号

原告は，「通気機能を備えた作業服，洋服，コート」を指定商品とする商標「クールボス」について，被告に対し無効審判の請求をした。特許庁は，①「BOSS」及び「ボス」はドイツ法人「フーゴ・ボス・アクチエンゲゼルシャフト」（フーゴ・ボスAG）の著名な略称とは認められない（8号不該当），②本件商標は引用商標「BOSS」又は「BOSS／HUGO BOSS」と類似しない（11号不該当），③本件商標をその指定商品に使用しても，これに接する取引者，需要者が引用商標を連想又は想起するものとは考え難く，出所について混同を生じさせるおそれはない（15号不該当）等と判断して，無効不成立審決をした。本件は，原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は，概要，以下のとおり判示し，本件審決を取り消した。

「BOSS」の欧文字は，2段に構成された「BOSS／HUGO BOSS」商標中で上段に顕著に表された部分であり，フーゴ・ボスAGが用いる多数のブランドの大部分で共通する部分であり，「BOSS／HUGO BOSS」商標の要部と認められる。「BOSS」の欧文字からは，「ボス」の称呼を生じ，「親分」「上司」の観念を生じる。

本件商標の「クール」の文字が説明的で出所表示機能を有しないのに対し，「ボス」の文字は，これから生じる「親分」「上司」の観念が作業服とは結び付かず，作業服を「ボス」と呼ぶこともないことからすると，本件商標からは，紳士服及び紳士用品の商品分野において著名な「BOSS／HUGO BOSS」商標を想起する可能性が高いといえる。

「BOSS／HUGO BOSS」商標がフーゴ・ボスAGにかかる紳士服及び紳士用品について使用されるものとして我が国において著名となっていること，作業服の購入者に男性が多いであろうことからすると，「クールボス」の商標が付された作業服が販売されれば，その作業服がフーゴ・ボスAG又はこれと営業上何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように，出所について混同を生じるおそれがあることになる。